

八雲町災害時要援護者避難支援プラン (全体計画)

平成25年3月



八雲町

目 次

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 支援体制の考え方	1
4 計画の構成	2
5 対象とする要援護者	3
第2章 災害時要援護者情報の収集・登録・共有	6
1 要援護者情報の収集	6
2 要援護者情報の登録	6
3 要援護者情報の共有	7
4 要援護者情報の管理	9
5 要援護者情報の更新	9
第3章 避難支援体制	12
1 災害時要援護者支援班の設置	12
2 関係機関との連携	12
3 避難支援体制の構築	12
第4章 災害時情報伝達体制の整備	14
1 避難準備情報等の発令	14
2 情報伝達手段の整備	14
3 津波ハザードマップ等の活用	15
第5章 安否確認	16
1 安否確認の方法	16
2 安否情報窓口の設置	16
第6章 避難誘導及び避難所における支援	17
1 避難誘導の手段・経路等	17
2 避難所における支援	17
第7章 要援護者避難訓練の実施	19
第8章 避難支援プラン（個別支援計画）作成の進め方	20
1 作成の推進	20
2 推進体制等	20
3 個別支援計画の作成方法	20
4 個別支援計画の管理	21
5 個別支援計画の更新	21

第1章 総則

1 計画の目的

近年、ゲリラ豪雨等に代表される突発的災害や台風・竜巻による風水害、新潟県中越沖地震、さらに平成23年の東日本大震災は、世界最大級規模の大地震や想像を超える大津波など、全国各地で大きな災害が発生し、その態様も多様化、大規模化の傾向を示しており、特に高齢者や障がい者等の災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の被災が目立っています。

また、近い将来に、東海地震等の大規模地震の発生が懸念されていることから、町民の安心・安全に関する関心が高まってきています。

こうした中、このような被害を減らすためには、あらかじめ、気象予報・警報、地震情報などの情報の伝達体制を整えるほか、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要となります。

また、避難生活を送る際にも、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、日頃から要援護者の状況を把握し、理解するように努め、災害発生時には、適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する必要があります。

この計画は、災害発生時における要援護者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを定め、自助・共助・公助の役割を明らかにし、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

2 計画の位置づけ

この計画は、「八雲町地域防災計画」及び「八雲町地域福祉計画」に基づく、要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものです。

また、策定にあたっては、「八雲町災害時要援護者避難支援プラン策定委員会」を設置し、関係機関や町民の意見を反映して作成したものであります。

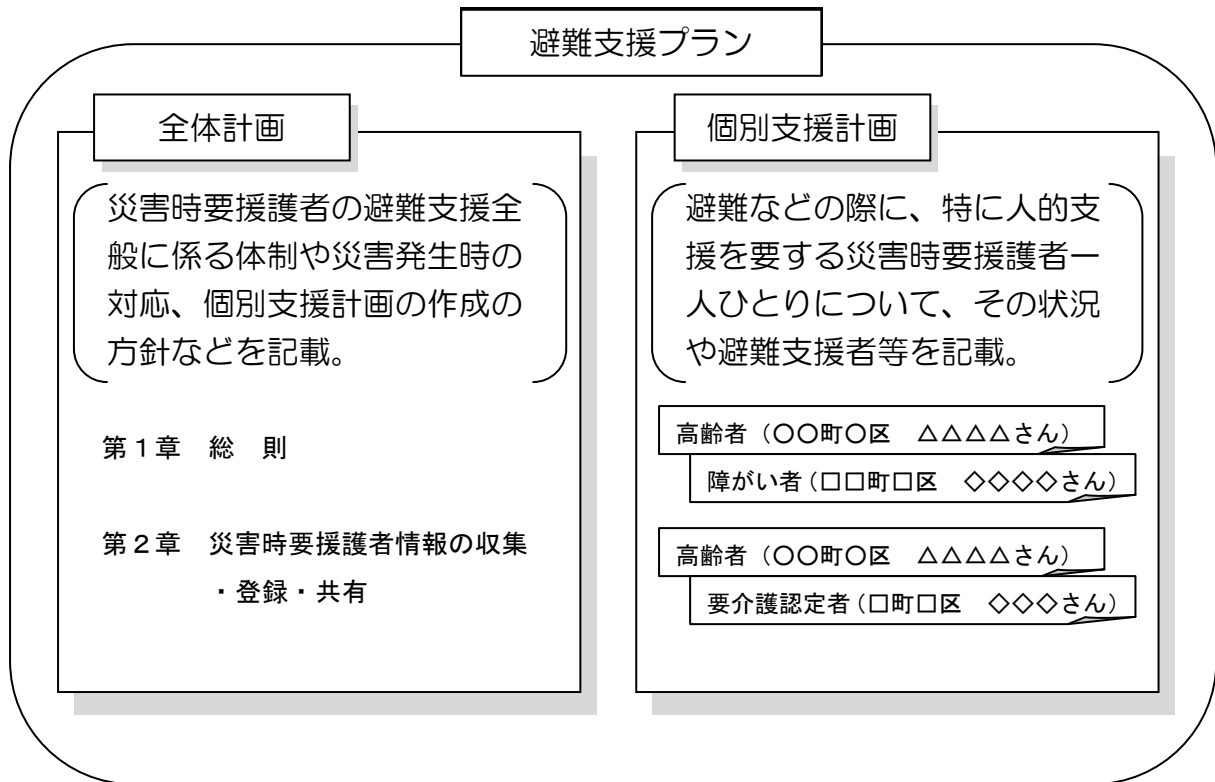
3 支援体制の考え方

災害から身を守るためには、なによりもまず、町民一人ひとりが普段から災害に備え、災害時に適切な対応と行動をとること（自助）が大切です。次に、被害の状況に応じて、救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所をはじめとした地域における初動の取組（共助）が求められます。

一方で、大規模災害時には、行政機関による救援体制（公助）が整うまでに時間

者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を「避難支援プラン（個別支援計画）」により作成したものをいいます。

《避難支援プランの構成イメージ図》



5 対象とする要援護者

この計画において、対象とする要援護者とは、次に掲げる者のうち、災害から自らの身を守るうえで、何らかのハンデキャップを抱えているため、災害時に家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の人とします。

- ①75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②介護保険法による要介護度が3から5の人
- ③身体障がい者のうち、手帳1・2級の人
- ④知的障がい者のうち、療育手帳がA判定の人
- ⑤精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ⑥その他、難病患者や、前各号に掲げる人以外で支援を必要とする人

なお、上記に該当していても、家族等の支援を受けて避難できる場合は、対象とはなりません。

※長期入院している方や福祉施設等に入所している方については、それぞれの施設における支援を受ける前提のもとで対象範囲から除くこととします。

《要援護者の特徴と災害時のニーズ》

	対象者区分		特徴	災害時ニーズ
①	高齢者 (75歳以上)	ひとり暮らし	基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
		高齢者のみの世帯		
②	介護保険法による要介護度が3から5の人		食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ・避難する際は、車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
③	身体障がい者のうち、手帳1・2級所持者	視覚障がい	視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからなかったりする場合が多い。	災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
		聴覚障がい	音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆談等である。	補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
		言語機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。 ・音声は聞こえても、ことばの意味などを理解できない場合がある。 	災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
		肢体不自由	体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。

	対象者区分	特徴	災害時ニーズ
	内部障がい	ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ・継続治療できなくなる傾向がある。 ・透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
④	知的障がい者 （療育手帳A判定所持者）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ・施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ・通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
⑤	精神障がい者 （精神障がい者保健福祉手帳1級所持者）	多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ・自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
⑥	その他（難病患者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での避難が難しく、避難などに支援が必要な人 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。（難病等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす・担架等の移動用具と援護者を確保しておく。 ・外見ではわからないことが多く、薬やケア用品、電源を確保する。

資料：「災害時要援護者対策ガイドライン」（日本赤十字社 平成18年3月）

第2章 要援護者情報の収集・登録・共有

避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時からの要援護者情報の把握と関係者間での共有が不可欠です。本町では、要援護者情報の収集・共有については、「共有方式」「同意方式」「手上げ方式」の組み合わせにより行うこととします。

また、八雲町個人情報保護条例に基づき、要援護者情報の利用及び提供に関しての公益性の有無について、八雲町個人情報保護審査会への諮問・答申を経て、情報の共有を行います。

◆共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を、防災関係部局、町内会等及び民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。

◆同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

◆手上げ方式

要援護者登録について広報・周知した後、自ら要援護者名簿への登録を希望した者の情報を収集する方式。

1 要援護者情報の収集（要援護者リストの作成）

町が保有する次の情報から要援護者の対象範囲に該当する者の情報を収集し、要援護者リストを作成します。

- | | | |
|------------|---|-------------------|
| ①高齢者世帯 | ➡ | 住民基本台帳（EUCデータ） |
| ②要介護認定者 | ➡ | 介護保険受給者台帳 |
| ③身体障がい者（児） | ➡ | 身体障がい者（児）台帳 |
| ④知的障がい者（児） | ➡ | 知的障がい者（児）更正指導台帳 |
| ⑤精神障がい者（児） | ➡ | 精神障がい者（児）保健福祉手帳台帳 |

高齢者世帯情報（住民基本台帳利用申請により収集）以外は、災害時要援護者支援班事務局の保健福祉課が所管する情報です。

2 要援護者情報の登録（要援護者名簿の作成）

1で作成した要援護者リストを、次の方式により整理し、関係機関等へ情報提供

を行う要援護者名簿を作成します。

(1) 共有方式

75歳以上の高齢者のみの世帯については、個人情報保護審査会の答申により、本人の同意を得ずに要援護者名簿への登録及び情報提供をします。

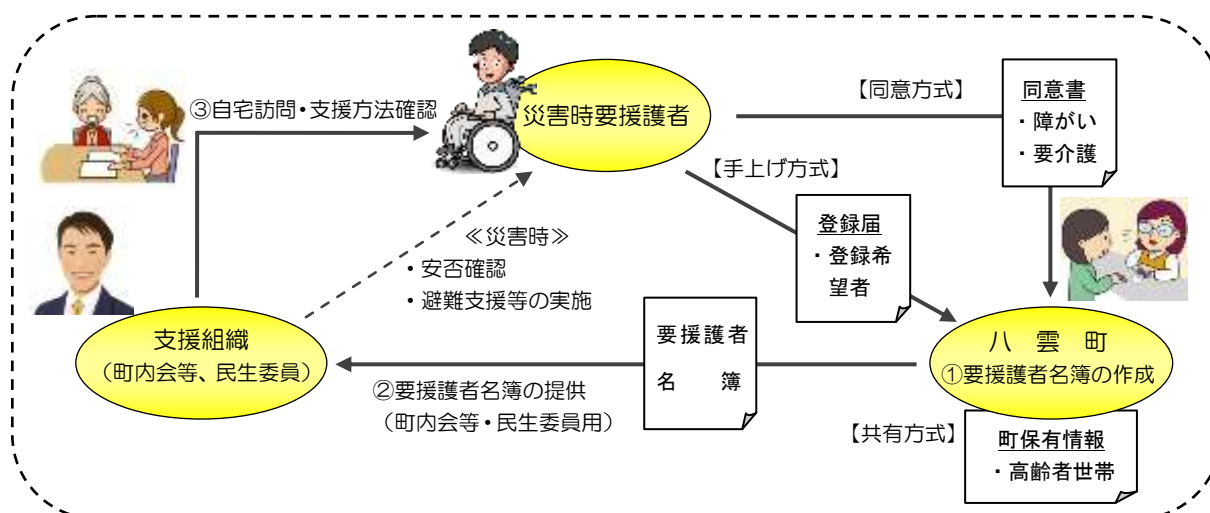
(2) 同意方式

障がい者及び要介護認定者の情報等については、要援護者名簿への登録及び個人情報の関係機関への提供について、本人の同意を得るものとします。

(3) 手上げ方式

1の①～⑤には該当しないものの、災害時における避難支援を受けるため、要援護者名簿への登録を希望し、関係機関等への情報提供に同意する場合は、要援護者名簿への登録を町に申請することができます。

《要援護者名簿活用のイメージ》



3 要援護者情報の共有

(1) 行政内部における情報共有

①要援護者情報の共有

行政内部において要援護者情報を共有する「災害時要援護者支援班」は、総務課、住民生活課、保健福祉課、落部支所、八雲消防署、地域振興課、住民サービス課、熊石消防署とします。

②要援護者名簿

災害時要援護者支援班が共有する要援護者名簿の記載事項は、世帯番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所・方書、行政区、電話番号、要援護者区分、介護度・身障等級、身障種別及び名簿登録とし、個別支援計画が提出された場合は、個別計画、緊急連絡先、支援者を追加します。

要援護者名簿

世帯番号	氏名	性別	生年月日	年齢	住所・方書	行政区	電話番号	要援護者区分	介護度・身障等級	身障種別	名簿登録	個別計画	緊急連絡先	支援者

(2) 行政外部との情報共有

①要援護者情報の共有

行政外への要援護者情報の提供は、町内会等及び民生委員とします。

②個人情報の取り扱い

町内会等については、守秘義務が課せられていないことから、秘密の厳守、目的外使用及び第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行うため、覚書を締結した町内会等にのみ情報を提供することとし、守秘義務を確保します。

ただし、民生委員についても適正な管理をしていただきますが、非常勤特別職の公務員であるため覚書は締結しません。(民生委員法第15条：秘密保持規定)

③要援護者名簿(町内会等・民生委員用)

要援護者名簿には、75歳以上の高齢者世帯、手上げ登録者及び障がい者と要介護認定者のうち同意書の提出があった人のみを登録し、町内会等毎に作成します。ただし、同意書の提出がない障がい者及び要介護認定者であっても、75歳以上高齢者世帯に該当する場合は要援護者名簿に登録されます。

要援護者名簿(町内会等・民生委員用)の記載事項は、世帯番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所・方書、行政区、電話番号及び要援護者区分とし、個別支援計画が提出された場合は、個別計画を追加します。

要援護者名簿(町内会等・民生委員用)

世帯番号	氏名	性別	生年月日	年齢	住所・方書	行政区	電話番号	要援護者区分	個別計画	備考

4 要援護者情報の管理

要援護者名簿については、保健福祉課が電子データで作成・管理し、情報が外部に漏洩することがないようにパスワードを使用し、情報を共有する部署以外からのアクセスができないよう厳重に管理を行います。

5 要援護者情報の更新

要援護者名簿は、更新基準日を毎年7月1日と定め、10月頃にデータの更新を行います。

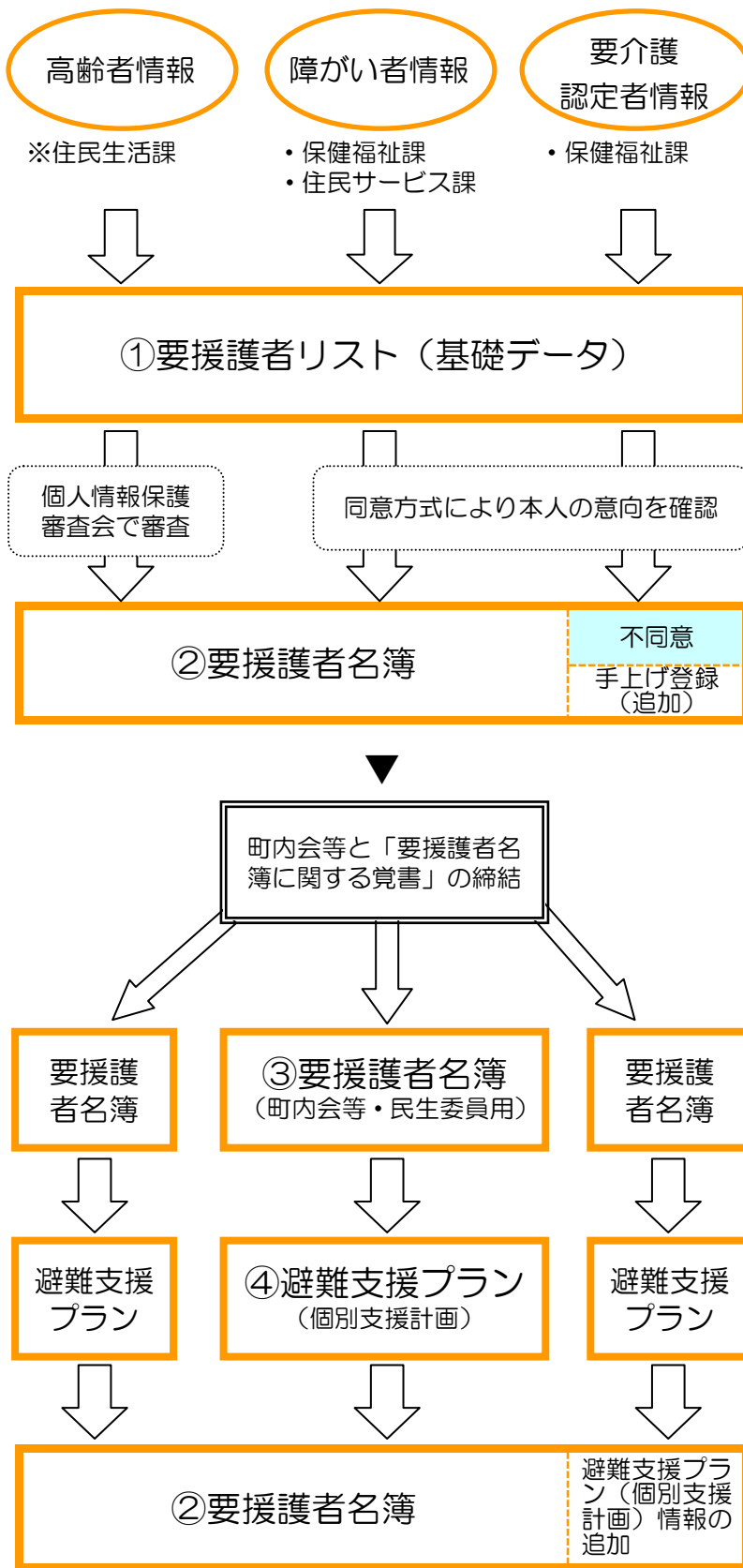
《 諮問の対象とした個人情報利用等の範囲 》

		行政内部	行政外部		備 考
		要援護者名簿	要援護者名簿 (町内会等・民生委員用)	避難支援プラン (個別支援計画)	
①75歳以上の高齢者のみの世帯		諮問対象	諮問対象	同意	
②要介護認定者	同意あり	同意	同意	同意	本人同意を尊重する
③身体障がい者	同意なし	諮問対象	提供しない	/	
④知的障がい者 ⑤精神障がい者					
⑥手上げ登録者		同意	同意	同意	

《要援護者情報の共有範囲》

		要援護者名簿							個別支援計画 (紙データ)
		対象範囲			情報内容		情報管理		
		全町	当該行政区	不同意	全部	一部	電子データ	紙データ	
行政内部	保健福祉課	○		○	○		○	○	八雲地域
	住民サービス課	○		○	○		○	○	熊石地域
	総務課	○		○	○		○		
	住民生活課								
落部支所									
八雲消防署									
地域振興課									
熊石消防署									
行政外部	町内会等		○				○	○	当該行政区
	民生委員		○				○	○	
	要援護者								○
	避難支援者								○

《要援護者情報の収集・共有フロー》



1. 各情報を保有している担当部署が、基準日（7月1日）現在の情報を整理して、保健福祉課高齢者福祉係へ提出する。

施設入所や長期入院等が確認できる者は除外する。
※高齢者情報は、高齢者福祉係が住基情報（EUCデータ）の利用申請を行い収集・加工する。

2. 高齢者福祉係が、町の情報を一元的に収集し、重複情報など情報内容を整理・統合し「①要援護者リスト（基礎データ）」を作成する。

3. 障がい者及び要介護認定者に通知し名簿登録に対する意向を確認する。ただし、知的・精神は町職員が訪問して意向を確認、高齢者は確認なしで情報提供する。

4. ①の要援護者リストに同意・不同意、手上げ登録者等の情報を追加して「②要援護者名簿」を作成する。

5. 避難支援プラン（個別支援計画）策定に賛同した町内会等と「要援護者名簿に関する覚書」を締結する。

6. ②の要援護者名簿から覚書を締結した町内会等の対象者を抽出（不同意者は除く）し、対象者の「氏名・性別・生年月日・住所・要援護者区分等」といった必要最低限の情報のみを記載した「③要援護者名簿（町内会等・民生委員用）」を作成し町内会等へ情報提供する。

7. 町内会等が、要援護者本人や避難支援者等、関係者と協議し「④避難支援プラン（個別支援計画）」を作成し町に提出する。

町は、個別支援計画を保管するとともに、本人や町内会等、避難支援者等に配付する。

8. ②の要援護者名簿に個別支援計画作成の有無、支援者情報等、個別支援計画の情報を追加する。

また、要援護者名簿は、年1回、情報の更新を行う。

第3章 避難支援体制

1 災害時要援護者支援班の設置

役場内に、横断的組織として災害時要援護者支援班を設けることとし、位置付け、構成及び業務は以下のとおりとします。

【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。

災害時は、災害対策本部中、八雲町総合保健福祉施設 保健福祉課内に設置。

【構成】

平常時は、班 長 保健福祉課長

副班長 総務課長・住民生活課長・地域振興課長・住民サービス課長

班 員 企画振興課・落部支所・八雲消防署・熊石消防署

災害時は、基本的に保健福祉課長、住民サービス課長及び担当で構成する。

【業務】

平常時は、要援護者情報の共有化、避難支援プラン（個別支援計画）の作成、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者相談窓口との連携・情報共有等

2 関係機関との連携

町は、町内会等と連携し、個々の要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、複数名選出する。

3 避難支援体制の構築

避難などの際に、特に人的支援を要する要援護者については、避難支援プラン（個別支援計画）を作成し、関係機関や関係団体と連携して支援体制を構築していく。

なお、要援護者に対し、要援護者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知する。

《災害時要援護者支援班業務内容》

関係課	業務内容	
総務課	平常時	・地域での防災訓練を開催し、防災力を高める 他
	災害時	・災害対策本部等を設置・運営し、避難所開設、備蓄提供 ・避難準備情報、避難情報を支援班に連絡 ・町からの避難準備情報、避難情報等の発令 他
落部支所	平常時 災害時	・落部地域における災害情報の収集等に関する事。その他総務課、企画振興課の業務内容に同じ 他
企画振興課	平常時	・地域の防災リーダーである町内会等に避難支援個別プラン策定の推進を支援 他
	災害時	・避難勧告及び指示並びに避難所の広報活動 他
住民生活課	平常時	・安心ほっとネット事業を活用し、要援護者の見守りを行うと共に連携体制の構築を図る ・民生委員等との連携を密にし、地域の要援護者の把握に努める。他
	災害時	・町からの避難準備情報、避難情報を民生委員へ情報伝達 ・避難所の連絡調整及び相談窓口を開設 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体等との連絡調整 他
保健福祉課	平常時	・関係課より要援護者情報をとりまとめ、関係課・関係機関に情報提供、管理、更新 ・全体計画の作成、個別支援計画のとりまとめ 他
	災害時	・要援護者の安否確認 ・福祉避難所及び福祉避難室の設置 ・福祉サービスの継続 他
地域振興課	平常時 災害時	・熊石地域における災害情報の収集等に関する事。その他総務課、企画振興課の業務内容に同じ 他
住民サービス課	平常時 災害時	・住民生活課、保健福祉課の業務内容に同じ 他
八雲・熊石消防署	平常時	・地域での防災訓練を開催し、防災力を高める 他
	災害時	・人命の救助及び捜索に関する事 ・消防団への情報伝達体制の決定に関する事 他

第4章 災害時情報伝達体制の整備

1 避難準備情報等の発令

町は、雨量情報や気象情報、河川・地震・津波情報等の災害関連情報等を総合的に判断し、避難準備情報・避難勧告・指示を発令します。

《避難勧告等の一覧》

	内容	町民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none">要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">要援護者等は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援を開始）上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none">通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none">前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none">避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了未だ避難していない対象の住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を実施

資料：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」

（平成17年3月 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）

2 情報伝達手段の整備

町は、災害時における要援護者や避難支援者への避難準備情報・避難勧告等の情報伝達は、防災行政無線や広報車、携帯電話メール等により行います。

しかしながら、要援護者の身体的または精神的な状態によっては、情報伝達が円

滑に行えないことも想定されるため、それぞれの特性に応じた取り組みが必要となる場合も考えられます。

そのため、今後は、新たな情報伝達手段の提供による情報伝達体制の整備を図っていきます。

《情報伝達体制》

八雲地域	➡	広報車の巡回 サイレン吹鳴 携帯電話…緊急速報・エリアメール
熊石地域	➡	防災行政無線 携帯電話…緊急速報・エリアメール
※北海道防災情報システム 携帯電話…防災情報メール（登録制）		

3 津波ハザードマップ等の活用

町は、洪水・津波ハザードマップを活用し、避難場所、避難経路等を平常時から確認するよう、町広報や町ホームページを通じて町民へ周知します。

第5章 安否確認

1 安否確認の方法

要援護者の安否確認については、町は次のような手段を講じて行うこととしています。この際、町内会等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとしします。

《確認方法》

- 避難者名簿
- 保健福祉課、住民サービス課及び関係部署の調査に基づく報告
- 町内会等の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- その他関係機関の調査に基づく報告

2 安否情報窓口の設置

町は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、要援護者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、災害時要援護者支援班に安否情報窓口を設置します。

第6章 避難誘導及び避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別支援計画）に基づき、避難誘導を行います。

また、要援護者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとします。

なお、避難経路の選定に当たっては、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

2 避難所における支援

（1）避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じ、生活環境について考慮します。

特に体育館等の避難所で避難生活が長期化する場合は、プライバシー確保や暖房機器等の環境整備に努めます。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応を講じておくこととします。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班が中心になり、町内会等や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要援護者相談窓口の設置に努めます。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性を配置するなどの配慮を行います。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを維持する取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況により、避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行います。

（2）福祉避難所の体制整備

要援護者の中には、常に介護が必要な人など、一般の避難所での生活に支障をきたす人もおり、安心して生活できる体制を整備するため、特別な配慮がなされた避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置が求められることが想定されます。

町は、耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適している既存施設の活用について検討するほか、生活相談職員等の確保が比較的容易な社会福祉施設等と協議し、福祉避難所の確保を図っていきます。

また、適切な場所にこのような施設がない場合や福祉避難所が不足する場合は、応急的措置として、一般避難所の区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として要援護者のために活用することも検討します。

《福祉避難所の設定例》

○施設自体の安全性の確保

- ・原則として、耐震・耐火構造の建築物
- ・原則として、土砂災害危険箇所区域外
- ・原則として、津波、高波、高潮等危険区域外
- ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保
- ・近隣に危険物を取扱う施設等がない

○施設内における要援護者の安全性の確保

- ・原則として、バリアフリー化が必要
- ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやオストメイト対応トイレ、スロープ等の設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提

○要援護者の避難スペースの確保

- ・要援護者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保

資料：「災害時要援護者支援対策の手引き」（北海道保健福祉部 平成23年8月）

第7章 要援護者避難訓練の実施

要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要です。

このため、町内会等が中心となり、要援護者や避難支援者とともに、避難訓練の実施等により、支援体制の充実を図ります。

避難訓練では、地域全体の防災意識の向上を目的とし、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行います。実施にあたっては、消防署や消防団とも連携を図りながら、要援護者の居住情報を共有することが重要です。また、地域住民や要援護者、避難支援者の積極的な参加を図ることとします。

さらに、「八雲町総合防災訓練」などにおいて、要援護者に対する情報伝達や避難支援、避難所設置運営訓練などを行うこととします。

第8章 避難支援プラン（個別支援計画）作成の進め方

1 作成の推進

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要です。

このため、町内会等及び民生委員の協力を得ながら、避難支援プラン（個別支援計画）の作成を推進します。

2 推進体制等

町内会等及び民生委員が連携し、個々の要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとします。

避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、複数名選出します。

避難支援者の選定にあたっては、要援護者に対して、要援護者の支援は避難支援者の任意により行われるものであることや、避難支援者の不在や被災などにより要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に説明することとします。さらに、要援護者の支援体制を推進するにあたっては、地域において避難支援者を増やしていく必要があります。

【支援方法決定にあたっての基本的な考え方】

支援を円滑に進めるため、**基本的には、要援護者1名に対し、複数の避難支援者を決定することとします。**

ただし、地域によって年齢構成や地形、住宅の形態（戸建・集合等）など、その特性はさまざまであり、また、住民の関わり方も異なるため、**避難支援者を個人に特定できない場合は、町内会等の組織（班）として支援することとし、この場合は、安否確認等の連絡体制を確保するため、代表者を決定することとします。**

3 個別支援計画の作成方法

個別支援計画の作成にあたっては、町が提供した要援護者名簿を基に、町内会等及び避難支援に携わる関係者が中心となって、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、具体的に話し合いながら作成します。

4 個別支援計画の管理

提出された個別支援計画は、八雲地域は保健福祉課で、熊石地域は住民サービス課で保管し、行政内部での情報共有は行わないこととしますが、要援護者本人、町内会長の外、計画に記載された避難支援者とは情報を共有します。

個別支援計画は、一人ひとりの要援護者を対象としていることから、要援護者の個人情報が多く含まれているため、情報の保護に留意するとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意します。

5 個別支援計画の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、個別支援計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申し出があった場合は、その都度、速やかに更新します。

【参考資料 様式】

- 八雲町災害時要援護者名簿登録同意（不同意）書
- 八雲町災害時要援護者名簿登録届
- 八雲町災害時要援護者避難支援プラン（個別支援計画）

八雲町災害時要援護者名簿同意（不同意）書

平成 年 月 日

八雲町長様

※次の1または2を○で囲んでください。

支援を受けたい場合（同意）

- 1 私は、災害時に自力で避難することができないため、八雲町災害時要援護者名簿に登録することを希望し、下記の個人情報を災害時および災害時に備えた平常時からの支援を目的として、町内会等および民生委員に提供することに同意します。

支援を受けたくない場合（不同意）

- 2 私は、八雲町災害時要援護者名簿に登録することを希望しません。

※該当する項目の□にチェックしてください。

- 自力で避難できます。 情報提供は困ります。
 家族等の支援が受けられます。 その他（趣旨に賛同できない等）

必ずご記入願います	氏名 (自署)		性別	男・女
	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日 (歳)	電話番号
	住所 (方書)	八雲町	対 象 要 件 (すべてに)	<input type="checkbox"/> 要介護認定者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者

(本人が自署できないなどの場合)

代理人 氏名		本人と の関係	
-----------	--	------------	--

◆基本的支援

1. 日頃の声かけ・見守り 2. 災害時の情報提供・安否確認 3. 災害時の避難誘導・援助

ただし、できる範囲での支援のため、避難支援者に責任が伴うものではなく、また、災害は予測が困難で、災害発生時に避難支援者自身に不測の事態が発生したり、不在の恐れも想定されることから、要援護者名簿への登録は、確実な支援や安全を保障するものではありません。

※個人情報の取扱い

個人情報の提供先には、秘密の厳守、目的外使用及び第3者への提供の禁止を義務付けています。

※避難支援プランの作成

要援護者名簿へ登録された方には、後日、町内会等の支援者が自宅を訪問し、避難方法等を相談しながら避難支援プラン（個別計画）を作成します（ただし、町内会等によっては、避難支援プランの作成に取り組まない場合もありますことをご了承下さい。）。

八雲町災害時要援護者名簿登録届

平成 年 月 日

八 雲 町 長 様

私は、災害時に自力で避難することができないため、八雲町災害時要援護者名簿に登録することを希望します。

つきましては、下記の個人情報を災害時および災害時に備えた平常時からの支援を目的として、町内会等および民生委員に提供することに同意します。

また、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに届出をします。

氏名 (自署)		性別	男・女
生年月日	明・大 昭・平	年 月 日 (歳)	電話番号
住所 (方書)	八雲町 (区)		
対象要件 (すべてに)	<input type="checkbox"/> 75歳以上高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 要介護認定者(要介護度 3・4・5) <input type="checkbox"/> 身体障がい者(級・種別) <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> その他【必要な理由を記載】		

(本人が自署できないなどの場合)

代理人 氏名		本人と の関係	
-----------	--	------------	--

◆基本的支援

1. 日頃の声かけ・見守り 2. 災害時の情報提供・安否確認 3. 災害時の避難誘導・援助

ただし、できる範囲での支援のため、避難支援者に責任が伴うものではなく、また、災害は予測が困難で、災害発生時に避難支援者自身に不測の事態が発生したり、不在の恐れも想定されることから、要援護者名簿への登録は、確実な支援や安全を保障するものではありません。

※個人情報の取扱い

個人情報の提供先には、秘密の厳守、目的外使用及び第3者への提供の禁止を義務付けています。

※避難支援プランの作成

要援護者名簿へ登録された方には、後日、町内会等の支援者が自宅を訪問し、避難方法等を相談しながら避難支援プラン(個別計画)を作成します(ただし、町内会等によっては、避難支援プランの作成に取り組まない場合もありますことをご了承下さい。)

八雲町災害時要援護者避難支援プラン（個別支援計画）

平成 年 月 日

八雲町長 様

私は、「八雲町災害時要援護者避難支援プラン」の趣旨に賛同し、個別支援計画の内容について、八雲町、町内会等及び避難支援者に提供することに同意します。

（自署）

（本人が自署できない場合）

本人氏名 _____

代理人氏名 _____

本人との関係 _____

要 援 護 者	ふりがな					性別	男・女
	氏名						
	生年月日	明・大	年	月	日	●対象要件（すべてに） <input type="checkbox"/> 75歳以上世帯 <input type="checkbox"/> 要介護認定者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> その他【必要な理由】	
		昭・平			(歳)		
	住所(方書)	八雲町 (区)					
	電話番号	自宅		携帯			
	かかりつけ医						
	配慮すべき事項等						
緊急時連絡先	氏名			住所			
	電話番号	自宅		携帯			関係

避難支援者(組織)	区分	氏名(代表者)	住所(組織名)	電話番号(代表者)	
	支援者①(組織)				自宅
				携帯	
支援者②				自宅	
				携帯	
支援者③				自宅	
				携帯	

- ◆避難支援は、できる範囲内の支援をするもので、避難支援者に責任が伴うものではありません。
- ◆災害は予測が困難で、災害発生時に不測の事態が発生したり、避難支援者が不在の場合も想定されることから、確実な支援や安全を保障するものではありません。

避難場所	災害種別	避難施設名	電話番号
	風水害等		
	津波		

◆個別支援計画に関する情報は、災害時および災害時に備えた平常時からの支援を目的に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、外に情報を流したりすることを禁止します。 八雲町長

八雲町災害時要援護者避難支援プラン策定委員会名簿

	所属機関団体名等	所属 役職名	氏名	備考
1	八雲町町内会等連絡協議会	会長	長江 隆一	会長
2	熊石町町内会連絡協議会	会長	佐藤 弘	副会長
3	八雲町社会福祉協議会	事務局長	秋松 等	
4	八雲町民生委員協議会	副会長	増井 ケイ	
5	八雲町老人クラブ連合会	副会長	竹内 弘	
6	熊石老人クラブ連合会	会長	松田 紀嗣	
7	八雲町身体障害者福祉協会	会長	堂七 武之	
8	熊石身体障害者福祉協会	会長	桂川 モモ子	
9	特別養護老人ホーム 厚生園	施設長	山田 清	
10	特別養護老人ホーム くまいし荘	施設長	高橋 敏幸	
11	八雲町ボランティア団体連絡協議会	会長	川口 洋子	
12	八雲町保健推進委員会	委員長	大野 博子	
13	八雲町八雲消防団	団長	林 昌一	
14	八雲町熊石消防団	団長	島谷 喜人	
15	一般公募		阿部 政邦	

事務局

	八雲町	副町長	佐藤 雅幸	
	総務課	課長	山形 広己	
	住民生活課	課長	輪島 光昭	
	地域振興課	課長	(兼) 佐藤 雅幸	
	住民サービス課	課長	牧 茂樹	
	保健福祉課	課長	前小屋 忠信	
	保健福祉課	課長補佐	成田 耕治	
	保健福祉課高齢者福祉係	係長	戸田 淳	

八雲町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）

平成25年3月

八雲町保健福祉課

〒049-3117 北海道二世郡八雲町栄町13番地1

TEL：0137-64-2111

FAX：0137-63-4411